

道徳教育の研究

第2部 道徳の時間特設以後の文教政策の推移をみる

鈴木龍三

義務教育における道徳の時間特設にいたるまでの文教政策の推移については、第1部にのべた如くであるが、その後今日までの間に、この道徳の時間特設をめぐる道徳教育に対する国の施策は更に強化されるにいたつたので、この研究も現在までのそれを明らかにしてから、つぎにうつることにした。

○ ○

道徳の時間特設後4年をへた37年10月5月荒木文相は教育課程審議会(※1)に対し三つの事項(※2)について諮詢したが、このうち最も重視されたのは、「学校における道徳教育の充実方策について」であつた。この点に関する文相の挨拶の要旨は次の如くであつた。(※3)
道徳教育の充実徹底を図ることは、さきの教育課程の改訂に当つても、その基本方針の一つとしてこれを重視したのであり、人間尊重の精神を基調とする道徳教育の目標内容を明確にするとともに、道徳の時間を特設し、これを各教科、特別教育活動、学校行事などと並ぶ重要な一領域として教育課程に位置づけたのである。以来4年文部省はその趣旨の徹底と教師の指導力の向上をはかるため研究協議会の開催、指導書、指導資料の編集刊行などを行い、教育委員会や学校においても、道徳教育の研究を重ね、その充実に努力を払つてきた。しかし広くその実状をみると尚満足な状態にあるとは言えず、必ずしも所期の目的を達しているとは考えられない。ことに最近においては青少年とくに中学生などの非行の激増(※4)等まことに憂うべき問題もおこつている。このような現状を反省し、不十分な点を補い道徳教育の一層の充実徹底をはかるため、具体的な方策を検討する必要があると思う。道徳の時間特設の趣旨を生かし、いかなる充実強化の方策を立てるべきか、広く高い見地から具体的な検討をお願いしたい。

○ ○

道徳の時間特設という「上からの発想」による強行施策は各層の反対とくに日教組の猛烈な抵抗を押しきつただけにいまだに完全実施の域に達せずその未実施の割合は全国的にみて20%といわれ、就中、北海道の60%を最

高に、岩手、京都、高知、福岡などの府県に高い。又、実施されているところでも、この時間をどのように運営するか、道徳指導書に羅列された徳目について、どの徳目をどの学年で教えるか学年別の配当が定められていないため、指導計画がたてにくいとか、また指導に適当な教材や資料をえらぶのがむずかしいとかの声が現場の教師から出ている。これに対し、教師が教育の場におけるその自主性の尊重を求めるからには、その自主性を自ら失っていくような自信のなきでは困るではないかとの非難も出ている。すると、この非難は当らないとして、道徳指導書に示す小学校36項目、中学校21項目の徳目は、実は子供たちの日常の生活と思想の中に含まれているのであって、これまで教科学習や特別教育活動、その他学校の全教育活動の中で、こうした道徳内容に常にふれてきているのだ。教師たちは道徳教育を広く生活指導の一環としてとらえ、どこまでも子供たち自身の生活と思想の中になまのものをもとめ、そこに指導の核心をおいてきている。教師たちは道徳指導の際、理念として、人間の生きる態度を貫く根源的なもの—どう生きていくかという人間の生き方のもととなるものを明らかにしようしながら、一方において、実社会での歴史的な社会的な条件、複雑な人間関係のなかで矛盾した生き方をしているのが人間の現実の姿であり、しかもこの矛盾のなかで高い価値にむかって努力する人間をつくろうとする。そこに指導のむずかしさを常に身をもつて味い又なやみつつ精進しているのである。

これは明らかに文部省的発想、即ち、「上からの発想」ではなくて「下からの発想」をねらわむとするもので、ここに道徳指導のすべてをかけてきたことを示すものである。こうした教師たちのたゆまざる努力のさなかに道徳の時間特設という強行施策となつたのであるから、教師のとまどうのも無理からぬことで、教師の道徳指導における自主性の喪失を言わむより、むしろ自主性の剥奪だつたとさえ考えられる。現場の教師の声も実はその真意は道徳の時間特設に対するレジスタンスとうけれどられるのだと、反論する。かく、道徳の時間特設が教師に一方的に上から与えられたものであり教師によって求められたものでなかつたこと、即ち、教師自身に欲求性

のない特設時間、教師に対し誘導性をもたぬ特設時間、総じて「魅力」のない時間として特設されたのである。従つて、形式的には道徳の時間として日課表にはくまれても、教師のなかにはこの時間に好意をよせぬもの厄介視するものもあつたものの如く、それが或は学級活動となつたり、球技の時間になつたり、中学校の中には進学準備の補習授業の時間に代替するところも出てくるというような始末だつたりする。ここに道徳の時間特設という施策が、必ずしも現場教育において十分に活用されないままに推移してきたことがうかがわれ、文相の挨拶もこうした事情を承知してされているわけである。

○ ○

こうした実状のもとに文相の教育課程審議会への諮問となつたのであるが、ここに留意すべきことは、この諮問は今年5月文相が、道徳で何を教えるかが担任教師の自由に任せられ、一般国民にはつきり示されていないのは行政当局として十分責任を果たしていないことになる。教育内容の基準を織りこんだ検定教科書を出す方針で進んで居り39年度には確実に出すつもりだと、語った「前橋談話」という前提がある。従つて、この前橋談話との関連において審議会への諮問を考えれば、道徳教育を充実し実効をあげるためにはどうすればよいかということと、とくにその方策として、諮問の中には明示されてはいないが道徳教科書作成の是非が当然問われて居り、そこに諮問にあたつての文相の意図があつたものと思われる。このことは文教施策の大きな変転であつて、道徳の時間特設の以前においても以後においても道徳教科書を作らないことが文部省の方針になつていたのである。

例えば、24年4月、天野文相は「道徳教育手引要項」の中で、

…長く道徳教育の責にあたつていた修身科の教育はその内容とするところが封建的な考え方にもとづいて超国家主義を推し進めたというばかりでなく、指導の方法そのものにおいても、また大きな過誤をおかしてきた。…今日の道徳教育では、さらにその指導の方法をとくに検討し、ふたたび過去の弊をくりかえさないようにすることが必要である。…もしとくに教科（※5）を設けるということをした場合には道徳教育に関する指導を教育の一部面に限る傾向をふたたびひきおこすそれがすぐなくないといわなくてはならない。…道徳教育は学校教育の全面において行うのが適当である。」とのべ、又、33年11月文部省はその広報資料の中で、「教科書を使えば指導の流れが教科書の教材配置に引きずられて、児童、生徒がそのときそのときに持つている道徳的問題の

解釈の必要を無視することにもなりかねない。」とのべている。かように教科書の作成について否定的であつたものが、今日その必要を認めるにいたつたことについて、「すでに5年間道徳教育をやつてきた現場では指導資料の不足を訴えており、その実績をみると所期の目的を達成するのに満足ではないことが分つてきたからだ。」と説明し、ここに従来の方針をいつてきして教科書作成の方向に切替えむとする態度を明らかにした。従つて、道徳教育充実方策という文相の審議会への諮問の核心はここにあるものとみられ、その答申が注目されるにいたつた。

○ ○

かくて、道徳教育の充実方策が教育課程審議会への諮問となりその答申が待たれることになつたが、一方において、文部省は直接教育現場における道徳教育の振興のために、38年度から道徳教育研究校をおくこととなり38年5月2日に各都道府県ごとに小、中学校二校ずつ（※6）を指定全国合計184校を発表した。道徳教育の充実強化をはかる措置として、文部省がこれまで毎年数校を指定していた道徳教育実験学校とは別に、地域の実状にそつた道徳教育を研究する学校を指定し、その成果を地域の各学校に利用させ、全国的に道徳教育を推進することになつたものである。（指定校は皆教育委員会から推薦された学校で、一校あたり年間5万円の予算で研究期間は2年となつていて。）研究校はテーマとして

- 一、地域の実情にそつた道徳教育のあり方
- 二、道徳指導計画の改善
- 三、道徳教育の全体計画の検討と改善
- 四、内面化をはかる学習指導法の研究
- 五、道徳の授業、指導過程の分析
- 六、資料の効果的な活用
- 七、読み物を利用した指導の展開
- 八、道徳の時間と学級活動の関連

の8項目の中から1～2項目をえらんで研究し、その結果を報告する義務があるのであるとしたもので道徳教育振興を重要施策の一として強力に推進しようとする方針の具体化である。（※7）

○ ○

38年7月11日、教育課程審議会は前年10月5日諮問をうけた「学校における道徳教育の充実方策」について総会7回各分科会7回という異例のスピード審議の結果、次の如き要旨の答申をした。（※8）

〔基本方針〕

- 一、道徳教育の基本は人間尊重の精神である。教育基

本法はその普遍的原理の大綱を示したものだが、これを教育の場に生かしていくためには、わが国の歴史にかんがみ、その伝統のすぐれたものは伸ばし、また足りない所は補つて、真にわが国にふさわしい実践的指針となりうるように、その内容を具体化していかなければならぬ。この基本方針については、つきの意見を尊重すべきである。

① 教育基本法にいう人格の完成とは、個人の価値をたつとぶとともに、国家社会のよき形成者たる自主的精神にみちた心身ともに健康な日本国民の育成をめざすものでなければならない。

② その教育にあたつては、日常生活の中から生きた教材を選ぶとともに広く古今東西の教訓に学ぶことはもとより、とくにわが国の文化、伝統に根ざしたすぐれたものを十分に生かして内容的に充実していく必要がある。

③ 日本国としての自覚を高め、公正な愛国心をつちかうように一層努力する必要がある。

④ 道徳教育は人間としての豊かな情操をつちかい、人間性を高めることが基本であるから今後宗教的あるいは芸術的な面から情操教育が徹底するよう指導内容や指導方法について配慮する必要がある。

二、科学技術の画期的な進歩とともに機械化や組織化は、ややもすると人間性を否定するような傾向をともないがちだが、道徳教育ではあくまで人間尊重の精神を貫き、科学技術の進歩と日本の繁栄が広く人類の福祉に貢献していくよう努力しなければならない。

三、今日の一般社会には道徳的な規範力の弱化や、家庭での指導力の低下がみられるので、学校での道徳教育の重要性にとくに留意しなければならない。

〔現状と問題点〕

一、小、中学校の道徳教育は学校や地域の格差がかなりあり、一般的には必ずしも十分に効果をあげているとはいえない。その原因として次のことが指摘できる。

① 教師のうちには、一般社会の倫理的秩序の動搖に関連して価値観の相違があり、また道徳教育についての指導理念を明確に掌握していないものが見られる。いわゆる生活指導だけで足りるなど、道徳教育の本質を理解しない意見もあり、熱意に乏しく自信と勇気を欠く者も認められる。また一部には道徳教育の時間を設けていない学校すら残存している。

② 各学校では具体的、効果的な指導計画の作成や、適切な教材の選定に困っている者が多く、道徳の指導が適切を欠いている。

③ 一部では学校経営が弛緩し、秩序が十分でない

状況がみられ、児童生徒に対するゆきとどいた指導を困難にしている。

④ 学校での道徳教育と密接な関連をもつ家庭教育や社会教育の場に価値観の相違や変動がみられる。

⑤ 道徳教育のための指導主事の配置が不十分である。

〔充実方策〕

一、目標内容の具体化

各学校で指導しやすいようにするため、児童、生徒の発達段階に応じた指導の具体的なねらいや重点を明確にする。

二、教師用の資料

指導を有効適切に進められるように、教師用の指導資料をできるだけ豊富に提供する。これには指導の効果を高めるための読み物、視聴覚教材の利用などの指導方法も解説する。

三、児童、生徒用の読み物資料

道徳的な判断力や心情を養い、実践的な意欲をつちかうために、児童、生徒にとって適切な読み物資料の使用が望ましい。内容については、学習指導要領に準拠しているかどうかを適切な方法により確認する措置を講ずること。また使用にあたつては道徳教育の性格にかんがみ、他の指導方法と合わせて適切に活用するよう配慮すること。(※9)

四、教員養成の改善

教員養成では、道徳教育の基盤となる諸科目を必修させるようにするとともに、現行の教職に関する専門科目の「道徳教育の研究」を改善充実して教師の指導力の強化をはかる。

五、現職教育の充実

教師の道徳観を確立し、道徳教育の指導理念と適切な指導方法を把握させ、その意欲を高めるため、組織的、計画的な現職教育を徹底して行なう。

六、校内体制の確立

学校の指導体制を確立し、望ましいふん囲気と環境を整備する必要がある。とくにこのための校内体制を確立し道徳教育についての意欲と関心を盛り上げる。

七、家庭、社会との協力

学校での道徳教育は家庭、社会との協力によって教育環境を浄化、効果を高めるよう配慮する必要がある。

八、教育委員会などの指導強化

教委の指導体制を強化、指導主事を拡充し指導の徹底をはかる。

〔付記〕 (※10)



教育課程審議会の答申の要旨をみると、基本方針の項はこの答申の総論として道徳教育の基本的な理念について言及した、いわば道徳教育の集大成的な役割をねらつたものであり、現状と問題点の項では、生活指導の一環として道徳教育を考える立場にたつ教師をもつて道徳教育の本質を知らざるものとし、道徳の時間特設に応じない一部未実施校の問題にふれ、日教組的教師の道徳教育に対する無理解をきめつけている。次に、審議会への諮問のかなめともいべき、荒木文相の道徳教科書必要論に応じた、いわゆる「副読本」採用の前提として、適切な教材の選定に困難を感じている教育現場の実状をとりあげている。ついで、充実方策として八つの点をあげたが、特に注目されるのは徳目の学年別配列により児童、生徒の発達段階に応じた指導の具体的なねらいや重点を明確に示さんとしたこと、文相の教科書構想に応じて児童、生徒用の読み物資料を採用することをとりあげたことである。そして諮問の核心となつた教科書が文相によると、日本人として基本的に必要な是非心得ておくべき「道しるべ」ともいるべきものだつたのが、答申では学習指導要領に準拠した児童、生徒用の読み物資料として副読本のような性格を与えられていることである。従つて、これには教科書としての使用義務は課さないが、学習指導要領に準拠しているかどうかを適切な方法により確認する措置が必要とされ、検定に近い管理が必要とされている。（文部省では学校教育法による教科書には該当しないので、認定の措置をとることになると説明している。）かくて、文相の検定教科書の構想は審議会の答申によって認定副読本に後退したわけであるが、これには全審議会が33年の道徳教育の時間特設に先立ち、道徳教育は全教科を通じて総合的に行なうべきで特別の教科書は作らない方がよい、と答申して居り、それ以後委員がほとんど入れ替つたとはいうものの前の答申を無視して改めて今すぐに教科書を検討するには合点のいかない事情があつたものようである。

かようにして、33年9月賛否両論の烈しい対立の中で特設された道徳教育は、36年度から教師用の指導書が作られただけで以来ひとり歩きしてきたが、この答申で具体的な方向が与えられ今後は時間特設から教科になるかどうかが問題として残るだけとなつた。しかし、それ以前に何としてもこの答申を具体化することが必須の課題であつた訳であるが、遂にその先駆として、39年2月1日に道徳教育の教師用指導資料の内容の発表をみることになつた。

○ ○

道徳教育の充実方策に対する教育課程審議会の答申に

については、いくたの問題点や疑問点が学者たちによつて指摘された。例えば、海後勝雄氏（※11）は、まず気になるのは教育基本法に示す道徳目的を普遍的理念の大綱だとタナ上げして、それとは別途に具体的な目標をかかげる方針のように受けとれる。たとえば憲法第9条（※12）は理念を示しただけで、具体的指導目標はその逆ということもありそうだ。「わが国にふさわしい実践の方針」を具体化する途中で、任意の要求をいれこまないという保証がほしいように思う。次に予想されるのは「公正な愛国心」とは何かについての論議であろう。愛国心をすぐに忠誠や服従の徳目に結びつける立場もあるし、民族の現状認識と批判を通じて愛国心を育てるのだという主張もある。「わが国の文化、伝統に根ざしたものを作り出す」ことは大切だが、なにを生かすかの選択になると、これまでの教科書検定にさいしての論争点でもある。ことに宗教面の情操教育の徹底ということであるが、現憲法下の公教育としてどんな具体計画が立つか、むしろ現場に不安感をまきちらしそうである。

世界の国々でも、学校での訓育は重視されているが、一、二の例外をのぞいては道徳の教科は特設されていない。個々の学校や教師が、いわば憲法の方針のわく内で自由にねらいや方法上のくふうをしているわけだ。

わが国では、かつての修身科の考えがしみついて居り文部大臣が道徳教育のなかみを決定することについてあまり問題を感じない風潮もある。だが、民主主義国である限り、政党を代表する時の文部大臣が人倫について目標個条を決定することの可否を問題にすることもあつていい。その場合、教育基本法にも外国なみに明示されている不当支配排除の条文との関係なども、論点になるにちがいない。答申では現場の学校での道徳教育の不徹底を指摘し、「生活指導」は道徳の本質をわきまえないものときめつけている。実際には、道徳教育は戦後における教師の研究討論の中心テーマであつて、さまざまな実践の蓄積もある。その背後には文部省の道徳カリキュラムに対する不信もあるわけだが、それらを総括して道徳といわずに生活指導と呼んでいる。もちろん現場型の生活指導に対する批判もある。だが道徳教育は民族の未来像ともかかわる重大な問題であるだけにあまりに性急で手荒らな対策は避けるべきだという考えも成り立つだろう。文部省側でも、他の教科の場合とはちがつた慎重さがほしいと思うのである。と批判して、指導目標を具体化する場合の倫理観を問い合わせ、ついで教育行政施策のゆきすぎをつき、更に現場の教育を無視した答申のあり方に問題をなげかけている。又、吉田昇氏（※13）は副読本だけでは片づかないとし、「道徳教育が大切だ」ということは誰もが認めている。それならば、道徳教育充実

方策に反対するものはいない筈だ。去る13日に発表された教育課程審議会の答申は、そう主張しているように見える。だが、この主張の前半は正しいが、後半には疑問がある。道徳教育の振興は必ずしも特設道徳の授業の強化という道すじをとるとは限らないからである。答申では、この点の解釈は全く単純である。

現在、道徳教育が不十分なのは、道徳の時間を設けていない学校すらあるし、たとえ時間は設けていても、指導計画の作成や教材の選定に適切を欠くうらみがあるからだときめつけている。だが、道徳というような全人格に関連する複雑なことがらを指導していくのに、他の教科や生活指導ときりはなして道徳という時間を設けることが効果的かどうかは、教育の研究からいつてまだ結論の出でない問題なのである。試みに、教育の研究会をのぞくと、今でも互いに関連する態度の形成について、どの部分は社会、どの部分は道徳それから先は学級活動だといった区分論が巾をきかせている。こうした細分化になつてしまつたため、道徳の中身から社会的な認識が欠けてしまつたり、道徳が実践とつながらなかつたりすることもおこつてくる。だからこそ道徳を生活指導と結びつける実践や固定化した副読本をつかわない実践も行なわれているのである。こうした試みはいつさい無用で道徳の特設をきちんと実施して、副読本さえつかえば問題はすべて解決すると主張している所にまず答申の第1の独断性がみられるのである。更に重要な独断は、道徳教育について、真に一生懸命になつてゐるのは審議会或は政府だけだと思つてゐることにある。答申の「現状と問題点」では、教師のなかには一般社会の倫理的秩序の動搖に関連して価値観の相違がみられる、ということが批判されている。たしかに、価値観の相違があるのは事実である。だが、道徳というものは人によつて相違がある方が自然なのではないだろうか。また「基本方針」のなかの愛国心はさまざまの内容をもつた愛国心でなく、公正な愛国心でなければならないとしている。

このような公正な愛国心を培うために、政府が道徳教育のための資料を提供し副読本を認定し、それではまだ安心できないといふので、現職教育と教員養成を強化すべきだといつてゐる。こうした考え方は、道徳教育に力をいれているのは自分たちだけ、或は政府だけだといふ見方につながつてくる。政府が熱心になるのはいいが、そのことが、他の人々は道徳教育のことを真剣に考えていないという見方になつてしまつては大変である。

戦時中、政府だけが愛国的で、政府の方針に反するものは非国民だと言われた時期があつた。そのため、どんな犠牲が払わねばならなかつたかを国民はよく覚えてゐる。その責任は過去の修身教育が背負わなければなら

ないものであつて、これから道徳教育が決して陥つてはならない路線なのである。今度の答申では、この道徳教育を行なう主体についての考え方について疑問があり、修身復活ではないかと批判されているが、これまでのべてきたような独断を改めないかぎり、まえ書にある人間尊重の精神は空文になつてしまうであろう。独断をすべて、現実をみるならば道徳教育の振興に対する方策の重点もおのずから別の所におかれてくるのではあるまい。現在、親たちが最も心を痛めているのは青少年の非行化の問題である。だからこそ道徳教育が必要だと政府は考えているのであろう。だが、親たちは非行の原因が受験競争で追いたてられているテスト主義の教育にあることをよく知つてゐる。学校の教育についても、各学科がばらばらになつて生徒会もクラブ活動も不活発になつてゐることの問題であることを感じている。今度の答申は、「現状の問題点」でも、全くそうちした面にはふれていない。根本原因をすべておいて、非行化が増大すれば、それを道徳教育で防ごうとするのは弥縫策に他ならない。親たちは、それでも強化しないよりはましだろうと考えている。だが、政府の人づくり政策の一方が格差と選別を激化し、他方でそれをくいとめようとするのは、明らかに矛盾である。そしてこの二つの政策のうち、道徳が政策の矛盾を始末するという劣位にたつことは本来崇高であるべき道徳に対する冒とくですらある。こうした道徳への冒とくは過去の修身教育にもみられたところであつて、人間尊重の精神からはなれていく契機となつたものである。道徳は尊重されたような形をとりながらも実質的にはそのもつとも貴重な中身を失つていくのである。事は小さいようにみえるかも知れないが、修身復活への道をひらく独断はどうしても改めさせなければならぬのである。と批判して、特設の道徳をもつて道徳教育に対する万能薬視する偏見をつき、更に道徳教育充実方策のために根本的に吟味追究すべき点があるにもかかわらず、その点については頗被りし、逃避しながら充実方策をうち出している答申の皮相的末梢的である点を鋭く剔抉している。

○ ○

39年2月1日、文部省は昨年7月、教育課程審議会が出した答申に従つて、道徳教育の教師用指導資料の内容を発表した。これまで教師の自由裁量にまかせられていた小学校、中学校における道徳の指導内容を小・中とも各学年ごとに具体的に配当したもので今まで幻の教科といわれた道徳がその全容を明らかにしたわけである。今内容としてもらられた徳目の中から、いくつかをあげてそのねらい、教育資料等を学校別に(※14)かかげておく。

発表された指導資料は古川哲史氏（※15）村上俊亮氏（※16）等51人の文部省教材等調査委員会が作成にあつたもので中身は小学校1年から中学校3年までの各学年で教える主題（小学校は各学年とも30主題ずつにふりわけ反復して教える。中学校では21の徳目を1年が17、2年が15、3年が14と、14～17の主題とする）を列挙し、童話、伝記、生活作文、新聞記事などの読み物や説話、スライド、テレビの学校放送などの視聴覚教材をとりあげ、それについて具体的な指導案がつけ加えられている。文部省はこれらの指導方法について、小学校は一、二年生はスライド、テレビの学校放送、紙芝居、イソップ物語などを資料にして「動くもの」から徳目をうえつけ高学年になるほど名作、偉人伝などを使って「心情」に訴える方法をとる、又中学校では文化人や作家の随想や生徒作文をつかつて「自然にわきでる気持」を育てるようになると説明している。かように道徳教育の具体的な指導資料、方法が明示されたのは勿論33年の時間特設以来はじめてのことである。

資料を読んで目につくのは、愛国心や人物像などに苦心が払われていることである。例えば、愛国心では小学校低学年で日の丸の旗や桜の花のスライドを見せ、目を通じて愛国心の芽を養い、高学年になつてミ富士と北斎／＼バドバの少年／＼などの読み物を通じて具体的に愛国心をふきこもうとしている。中学校では1年が／＼国土愛／＼で小泉信三氏の隨筆を2年はミ国民のひとりとして／＼で角田房子氏の隨筆を、3年はミ日本人として／＼で武者小路実篤氏の評論を、それぞれとりあげている。「人物像」についても二宮金次郎的戦前の修身科を代表する人物は後退したが、小学校用の場合登場する理想的人物のうち半数以上は明治以前の人物であり、そこには立志伝的なもの自己犠牲的な美談がさかんにもりこまれており、更にミ反省／＼の項目で織田信長のわがままを切腹していきめた平手政秀の忠義物語がとりあげられているなど、徳目と資料との関連づけにおいて修身のにおいてが完全に抜けていないという声が学者の間から出ているし、現場教師（※17）の批判も一層きびしくきかれる。例えば、小学二年生用ミしようじきなきこり／＼は池に鉄の斧をおとしたきこりが女神のさし出す金、銀の斧はいずれも自分のものでないといい鉄製の自分の斧だけをうける、女神はきこりの正直さをほめて金、銀の斧も贈るというイソップ童話の一つであるが、文部省の指導資料では‘しようじきなきこり’と題がついて居る。これは原作どおり‘金の斧’とした方が好ましい。‘しようじきな’と題をつてしまふのは徳目の押しつけになり、内容をよくよんで生まれる感動をかえつてそとなう。きこりにとつては金、銀の斧より鉄の斧の方が実用的であり、鉄

の斧をえらんだのは単に正直というより生産と結びついたきこりの要求からとも解釈できる。正直という徳目からだけこの作品をとらえるのは一面的であり童話のもつ価値を失つてしまうと徳目に拘泥することの是非が論ぜられている。

さて、この教師用資料に続いて文部省は教育課程審議会の答申が、「児童、生徒用の読み物資料を使うことが望ましい」としているのを具体化するため、39年の夏までに児童生徒用「副読本」の認定委員会（副読本は正式の教科書ではないので文部省は検定ではなく認定をするという）を設け40年度から「副読本」の使用を指導する方針である。尚、この資料について文部省は40年度から使用予定の副読本とは関係がない。副読本認定の基準にもしないといい、福田繁初等中等局長は、「この教師用手引き書は過去5年間の道徳教育の不備を補うためのもので、全国の教師によろこばれることと信じている。これまで学習指導要領には小学校36中学校21の徳目をもりこんであつたが、実際には何を教材として、どのように教えたらしいか分らないとの訴えが多かつた。その徳目を学年別に整備して教える方の基準を示したのが、この手引き書のねらいだが、決してこの通りやれと強制はしない。あくまで参考書として有効に活用してもらいたい」と説明した。しかし、この発表に対して、福島昭男日教組教文部長は、「中身については、ゆづくり読んで検討してゆくが学年別に徳目を示して教える方を説くやり方は、はつきりと修身教育の復活といえる。こうした徳目主義による押しつけ教育からは、ほんとうの意味の道徳心は養えないだろう。いま全国の先生は生活指導の一環として自主的な道徳教育を進め、批判力をもつたたくましいこどもを育てている。こんな手引き書には動搖しないだけの自信がたかまつているとのべている所からしても、全資料の配布が果して現場の教師にいかほどの活用をみるかに疑問がもたれてくる。

○ ○

教育課程審議会の答申を批判した海後勝雄氏は、この教師用指導資料（教師用手引き書）の発表に対して、ミ文部省は2月1日に4月からの新学年を目当てに、道徳の指導資料を発表した。内容は小、中学校での毎週1時間の道徳教材の一覧表であつて、昨年答申された審議会による道徳教育充実方策の具体化の一つである。残されているのは文部大臣検定の教科書だけになつた。6年前からの道徳の時間特設、学習指導要領、その他の資料公布に続いて、道徳政策はいよいよ最終完成に近づいた感じである。この一覧表に基づいて読み物資料なる教科書が出るので、まず戦前なみの国定教科書に戻つたといつていい。教材の中身であるが、予想されたように愛国心

と家族道徳の強調、職業に貴賤なしの思想などが目につく。日本人の偉人の逸話がかなりの数あげられているし、読み物だけでなくスライドなども加えて新味を出している。この教材に目を通して、おそらく様々な批評や感想が出るだろう。文部省の趣旨説明によると道徳の時間の指導を容易にするのが目的らしい。このとおり教えれば時間がつぶせるという安易な受けとり方をする教師もある。だが、大部分の教師は、すでにこの種の美談の説話などでは、子供の徳性発達にあまり効果のないことを経験上知っている。というのは今日の児童、生徒たちの生活上の問題やなやみと結びつかないのである。例えば、先頃の大坂の中学生の家出が問題になつたが、子供は親の進学や出世の要求、学校での詰め込準備教育の連続に、深刻になやみ疑問をいたした。この生徒に親のいいつけを守つた美談を聞かせても、どうやら受けつけそうにもないようだ。今日の子供は合理的に考える習慣が育つてるので、親の職業や自分の将来の進路についても問題を感じているわけだ。また、政治や選挙、戦争や国際的行き方にも疑問をもつてゐるが、この教科書はそれからの切実な問題点をさけているという感じをうける。一部のあきらめた教師でない限り、道徳時間の徳目説話の要求と生徒の行動上のなまの問題に答えた生活指導上の目的との間におかれて、良心的なやんでいるのが現状だ。すでに民間の教育研究団体などでは、後者の生活の問題指導で成果をつみあげた実績を示している。文部省はますます道徳時間の教材と方法を詳細に規定し、指導監督をする方向をとろうとしている。徳目説話中心の修身的指導の復活、それが直接に政府、文部省の手で行われることは、今日、世界であまり例のないことである。それだけに、それぞれの教材や方法の検討だけでなく、政府がこのような教材を固定し強制する考えがどこから出ているかについても、このかい教師も父母も十分に考えてみる機会だと思う。尚、道徳の時間だけでなく進学受験のために正常な教育課程の指導が崩壊しつつある現状について考えることは日本中の子供の立場からも大切であるといえよう』とその所見を述べている。(※18)

○ ○

以上、道徳の時間特設以後における文教政策の推移をみてきたのであるが、路線は文教当局の期するところに完成に近いまでひかれてきたことがわかる。只、その路線が道徳教育の充実強化の方策として果して教育現場において実効をあげるかどうか、言葉をかえれば国の教育行政が白星をうるかどうかということになると、すでに上述しきたつた所からさつしても樂觀はおろか、むしろ悲観的な氣さえする。やがて副読本は教科書となり、特

設道徳の時間は正式に教科の時間として日課表に確固たる位置づけもされて、路線は完成され、道徳の指導はいよいよはなばなしく展開されることになるかも知れないが、そのときを考えても同じことが言えそうだ。比喩すれば、それは孔雀が正面きつてその美翼をひろげている、その美しい姿だけをまつこうからみているようなもので、後にまわればきつとみるにちがいない肛門をさらけ出している姿には面をふせているようなものであるといえよう。たしかに道徳教育は形式的には充分に行われていくことになろう、しかし実効が伴わない。それは、孔雀のように面を伏せてみすごすというわけにはいかないどれほどかの反道徳的な子供たちがやはり育ちつつあるであろうということが言えるからである。従つて、更に繰返し道徳教育の充実方策が諮問されるのではないかということが予想される。その理由は、37年10月の諮問にさきだつ文相の挨拶にうかがえる。

「…略…道徳教育の充実に努力を払つてきた。しかし、広くその実情をみると尚、満足な状態にあるとは言えず、必ずしも所期の目的を達しているとは考えられない。ことに最近においては青少年とくに中学生などの非行の激増等まさに憂うべき問題もおこつてゐる。このような現状を反省し、…略…」とある。

このような現状を反省しとは、波線と棒線すなわち、青少年の健全育成と非行対策を含むわけであるが、諮問の比重はむしろ棒線にあるとみられるのであって、青少年の非行問題に対処せんとする文部当局の苦慮と焦慮とが道徳教育の充実方策をいそいでいるように思えるのである。こうした観点から文相の諮問に対する審議会の答申にもとづく教師用指導資料の作成、更にその内容としての徳目とその指導目標等をみきつて、これを非行問題対処を含む学校における道徳教育充実のための施策の一として考えるとき、これが青少年の非行化に対し、又、統計の暗敷と言われる潜在非行青少年に対し、更に健全なる一般の青少年に対し、予防薬になつたり治療薬になつたり或は進んで道徳的心情を高めるための常備薬になつたりするかどうか、何にでもきくということは結局何にでもきかないということになりかねないのである。内容にもられた幾多の美談、佳言による指導が道徳性の高揚のためにいかほどの実効をもたらすであろうかについての疑いは、かつて修身科を担当した教師たちが一番強いのではないか。それは修身科を支える巨大な力によって子供たちの純粹なる道徳性の発達をねむらせたまま、教師たちは子供を自由にあやつっていたにすぎないことを知つてゐるからである。勿論、今日の道徳教育にはこうした過誤はないであろうし、又かつての修身科の説話一辺倒の授業から脱していろいろの指導方法がとられることになつてゐるから、何程かの実効はあるかも知れないが充

実方策として具体化されたもののみから考えると必ずしも手放しでよろこんではいられないようだ。樋口幸吉氏（※19）は「道徳判断テストを実施すると一般の少年（非・非行少年）よりも非行少年の方がよい点数をとるという。これはいつも説教されていて、すくなくとも頭の中ではよいこと悪いことの判断ができ、又どう答えれば大人が自分の説教の効果を信じて早く放免してくれるかを知っているからである。只判断にもとづく実行が伴わないだけなのだ。」とのべてゐる。道徳の時間は子供に、「いかに生きるべきか」「いかになすべきか」という問題について子供たちの「現在の」の見方、考え方を変えさせたり、見方、考え方を深化して、正しくのぼしてゆくことを通して子供たちの行動や生き方の質を高めていく所にねらいがある。従つて、正しい判断が常に正しい実践に結びついてこなければ意味がないし、又その実践は子供たちの生活の外にはない。いく多の美談、佳言を資料として指導される道徳の時間が果して子供たちにほんとにいきた時間として子供の生活の中にとけこむかどうかが、道徳教育の実効のかぎになろう。こうした意味で、例えば中学3年の徳目「新しい門出」「少年時代の思い出にひそむ両親の暖かい愛情と心づかいを描き父母への感謝などへ目を開かせる」（北条誠自伝）について考えてみる。恐らく学級を構成する多数の少年は現にそうした環境にあり、又、中学3年ともなれば黙つてもそうした心境にあるわけで、従つてそうした子供たちに対してはこの徳目にそうように導くことはむずかしいことではない。問題は学級を構成する子供たちのうちには欠損家庭を誘因とする顕在、潜在の非行少年なり、非行化の誘因となる欠損家庭に現にある一般の少年なり、更に欠損家庭ではないが両親のあり方に対する子供の不信—これも非行化への誘因となる—こうした環境なり心境にある子供たちもいるのである。こうした子供たちに対しては、この徳目のもつ指導目標をもつてしては教師たちはどうしようもないである。それどころか家庭生活からなかば生きる途をたたれたように考えているこれらの子供たちにとつてはむしろ残酷な教材として逆効果のおそれなしとしない。勿論教師は皆恐らく対照的な教材をとりあげて、美談、佳言をもつてしてはまかなることの出来ないこれらの子供たちに対して、「いかに生きるべきか」についての光明と勇気すけによる自覚の方向に指導の核心をおくことと思われる。そして、かかる指導のうちにこそ順境にある子供たちの父母への感謝の目を開かせることのより適切であることをも教師たちは知っているのである。学校はそれ自体がもつ教育力を絶対に抛棄してはならない。一人の子供とて落伍させてはならないのである。とすれば道徳教育も学校にいるす

べての児童、生徒に充分な配慮のもとにその内容がとりあげられ、吟味された指導がなされなければならないことはいうまでもない。

道徳の教師用指導資料が小、中学校に配布されて既に4ヶ月になる。この夏休み中に各地で開かれた現場教師による教育研究集会では、この「指導資料」がテーマの中心になつたが、その是非については、昔の修身書の教師用と全じとみる教師たちや拒否してうけつけないという教師たちの声も相當に出たようである。この指導資料が強制的なものでなく一つの参考例にすぎないことを文部当局はすでに表明した以上、こうした声を只日教組の教師として片づけないで、又、実際に現場教師の熱意と指導力とを期待しなくては実効があがらないのであるから修身的であるとか拒否するといった批判なり態度について充分に意見をきき爾後の対策に慎重でなければならぬ。

さて、上述しきつたことは文相の審議会での挨拶に焦点をおき非行問題対処を含む学校における道徳教育の充実方策の先駆として具体化された教師用指導資料についてみてきた訳であるが、もとより児童、生徒の非行問題に対処する方策が文教当局の施策のみによつて解決されるとは誰も思はない。そこには外在的な内在的なあたまの要因が複雑に絡みあつてゐる。従つて、この問題に対するには国をあげての強力な方策が必要であり、学校はその方策に含まれる一分肢として、どこまでも教育的な立場から抜本策を立ててその実現にむかつて國の方策に有機的に結集しなければならない。（※20）文相が挨拶の中で、「いかなる充実強化の方策をたてるべきか、広く高い見地から具体的な検討をお願いしたい」とのべながら、実は教科書構想の実現にその意図があり、審議会が答申において、「学校を人間育成の場として真にふさわしい環境に整備する必要がある」と抽象的な表現のうちに素通りしてしまつてゐる限り、この文相の提言も審議会の答申も単なる言葉の綾にすぎない。広く高い見地からするならば、それがいかに複雑で困難で年月を要する施策であつても確たる抜本策をはつきりとうち出すべきであろう。吉田昇氏も海後勝雄氏とともにこの点を鋭くついているのである。要するに、学校は今日教育の場として学校が本来あるべき正常な姿を失つてゐる。それは立身出世主義の教育につながるエリート意識を過剰に醸成せむとする偏った教育の場として、正しい教育課程による指導も崩壊するという学校教育がテスト主義と選別主義のなかにすつかり巻きこまれたような姿になつてゐることである。このテスト主義と選別主義のうちに学校教育自体が子供の非行化への要因をはらんでゐる。非行と学業成績との相関は学者のつとに指摘するところであるが、更に、成績のよい進学組の生徒に対するの

と、そうでない生徒に対するのとでは教師の配慮、指導に差別があるということも非行の有力な原因として從来から批判されてきている。勿論、学校がそういう差別的態度を是認する筈はないが、現に進学競争の激しい東京都などでは80%切り捨て教育という言葉さえ中学校教師の間にかわされていたのである。義務教育の立場からすれば教師の指導と配慮とは全員につねに等しく及ばなければならぬ訳であるから、こうした場合に於ても、むしろ切り捨てられる下位の80%の者にこそ向けられるというのならまだ納得もゆくであろう。しかし問題はこうした差別する、差別されているという所に学校に対する又教師に対する子供の不信がうまれ、それが非行化へ結びついてゆくのである。しかし、こうした見捨てられた子供が進学組である場合には、まだどの子供にも何程かの希望がある。所が教育の機会均等がその子供の主として経済的地位によって平等に与えられない子供にとつては、中学校が現在のように進学者のための学校という性格をもちはじめると、すでに見捨てられた子供となり、差別されているという気持も強く出てくる。進学する子供たちは全じクラスの仲間がこうした劣等の意識になやまされていることに気づく、気づかぬにかかわらずただ自分の進学ばかりに一途になる。そこに明らかにゆがんだ心情がかもし出されてくる。全体の共存共栄を原理とする民主主義のしかも義務教育の場において、事実は他人の犠牲においてでしかなしとげられない立身出世主義の『競争』の原理だけが学校教育を支配していることは、どう考へても正常な姿だとはいえない。かように、今日の学校の教育自体が歪曲された姿をとりつつあるとき、そこに正常な子供の成長を望むことは無理であろう。校長の、一般の教師のなやみはかかつてここにある。そしてこのことは文教当局も知りすぎる位知っている。にも拘わらず、この歪曲された学校教育を復元することは社会全体の構造がかわらない限りどうにもならないと諦観しているとしか考えられない。しかし、学校教育を正常な姿に立ちもどらせるためには、直接現場の教育を担当する教育者と現場の教育の実効のために仕事をする教育行政に当る者とが、ともにかかる諦観を排除してその総力を結集して解決にむかつてイニシヤチブをとることをしなければ、他に誰も進んで手をうつ者はないのである。

教育課程審議会がその答申の中で、学校を人間育成の場として真にふさわしい環境に整備する必要があるとしているのも今日の学校教育のひずみをもつてしては道徳教育の実効は大きく削減されることを示唆したものであり、このひずみに対する是正方策こそ道徳教育の抜本策であり、この抜本策を抜きにして、試みられる諸施策は

単なる弥縫策としてのみその意義をもつものと考える。

- ※1 委員の構成（大学教授71、教委関係7、校長8その他5の37名）会長日高第四部氏（国際キリスト教大学副学長）
- ※2 (一) 学校における道徳教育の充実方策について
(二) 幼稚園教育課程の改善について
(三) 盲学校、ろう学校教育課程の改善について
- ※3 37年10月6日付毎日新聞による
- ※4 法務省が38年8月23日発表した「37年度犯罪白書」によれば37年度中の少年の犯罪は36年度より4,000人以上増加し、162,491人に達して戦後最高の数を記録した。全刑法犯のうちに占める比率は30年18.2%であったのが37年には28.6%と3割に迫る勢いをみせている。最近7年間に成人の刑法犯が人口対比率で2割近く減少しているのに、少年の刑法犯が尚5割前後の増加の状態を保っている。特に憂慮すべきことは、在学少年犯罪、非行が全少年の犯罪、非行の61%を占めるにいたつしたこと、学校種別では中学生が最も多く49%、高校生29%、小学生20%大学生1.5%の順となる。在学生に対する比率でいくと中学校、高校生は20人～26人に1人の割合で警察に逮捕、補導されている計算になる
- ※5 教科は必ず教科書という形によって組織づけられる
- ※6 大分県においては、宇佐郡長洲町立長洲中学校、速見郡山香町立山香中学校、大分市立中島小学校、日田郡栄村立馬原小学校
- ※7 38年5月2日付毎日新聞参照
- ※8 38年7月11日付毎日新聞参照
- ※9 文部省は38年7月11日の教育課程審議会の答申が『児童、生徒にとつて適切な道徳の読み物資料の使用が望ましい、但し内容が学習指導要領に準拠しているかどうかを適切な方法で確認する措置を講ずること』としているのに基づき現在小中学校で使用されている（使用率は40%といわれる）民間発行の小学校6種36件中学校15種45件の『読み物資料』の内容を調査研究するため『道徳の読み物資料調査研究会』をあらたに設置する9月19日その第1回の研究会を開いた、その会の協力者として教育関係者、学識経験者など11氏（大学教授5校長3教委関係2児童文学者1）が任期1年として依嘱された、研究項目は
1、教育基本法、学校教育法、学習指導要領に定め

- る目的に一致しているかどうか
- 1、特定の宗派への片寄りはないか
 - 1、政治的な主義を宣伝あるいは非難していないか
 - 1、誤りや不正確な点、相互に矛盾する点はないか
 - 1、一面的な見解だけを取り上げてはいないか
 - 1、道徳資料として適切かどうか
- となつて居り、この研究会の調査にパスした読み物資料が一般教科書の検定に近い認定をうけ副読本なり準教科書の性格をもつわけである。
- ※10 高校の道徳教育については、38年から実施された新教育課程で社会科のなかに倫理、社会が設けられるとともに特別教育活動その他での生徒指導を充実するよう配慮されているが、その徹底をはかるとともに、必要に応じてその充実方策を検討すべきである。
- ※1 埼玉大学教授、教育学専攻道徳教育答申の問題点
(38年7月15日づけ大分合同新聞による)
- ※12 第2章(戦争の拠棄) 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動した戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は国際紛争を解決する手段としては永久にこれを放棄する②前項の目的を達するため陸海空軍その他の戦力はこれを保持しない。国の交戦権はこれを認めない。
- ※13 お茶の水女子大教授教育学専攻道徳教育充実方策への疑問 (38年7月23日づけ毎日新聞による)
- ※14 ○中学校
〔生命の尊重、安全の保持〕
- 一年 「公徳心」米国人が公衆道徳を積極的に守り、安全保持などに努めている具体例を紹介しながら日本人の公徳心、公共心の向上を望む (松下幸之助の随筆、これでよいだろうか)
 - 二年 「節度ある生活」人間のからだには一定のリズムがあり節度ある生活をして、このリズムを保つことが健康に必要だと強調 (勝沼精藏著わたくしの体験から)
 - 三年 「人間の尊さ」人間は弱さ、もろさを持つとしても、あくまで人間愛を信じ人間として誠実に生きることに努めようと説く (稻垣友美著少年少女のための人生読本自分を信ずる)
- 〔謙虚、建設的な批判、反省、向上〕
- 一年 「みんなのきまり」具体例を通じ真の自由は自律的で、規律に従うなかに自由があることを説明、自主、自律の態度を強調 (堀秀彦著私たちはどう生きるか)
 - 二年 「心とかたち」幸田露伴のそうじにおけるきび
- 1、特定の宗派への片寄りはないか
 - 1、政治的な主義を宣伝あるいは非難していないか
 - 1、誤りや不正確な点、相互に矛盾する点はないか
 - 1、一面的な見解だけを取り上げてはいないか
 - 1、道徳資料として適切かどうか
- しいしつけと慈愛を描き整とん、美化の精神、努力を説く (幸田文著父・こんなこと)
- 三年 「心の中のたたかい」学校放送でプラモデルづくりに熱中する弟を姉が強い方法で忠告し、弟が反省して行く物語 (NHKわたしたちは考える)
- 〔父母への敬愛、家族愛〕
- 一年 「くじけない心」ヘレン・ケラーを育てたサリバン女史と両親の屈しない努力、人間愛の物語 (山主敏子著100の有名な話)
 - 二年 「反省と向上」老人の荷物を持つてあげなかつた母の後悔の物語を通じて反省と向上と思つたことをやる勇気を説く (吉野源三郎著君たちはどう生きるか)
 - 三年 「新しい門出」少年時代の思い出にひそむ両親の暖かい愛情と心づかいを描き父母への感謝などへ目を開かせる (北条誠自伝)
- ※15 東大教授・文部省教材等調査研究会・道徳教育小委員会中学部会委員長 (委員19名)
- ※16 青山学院大教授・文部省教材等調査研究会・道徳教育小委員会小学部会委員長 (委員32名)
- ※17 日本文部省連盟全国研究集会「文学教育におけるモラルの指導」分科会における発言 (39年8月20日づけ毎日新聞による)
- ※18 39年2月3日付大分合同新聞による
- ※19 東大医学部脳研究所助教授・犯罪精神医学専攻その著非行少年第7章少年非行の科学的対策より
- ※20 総理府の中央青少年問題協議会 (会長・臼井総理府総務長官) は39年9月10日総会を開き「当面の青少年対策に関する意見と題した具申書を池田首相に提出した。前文に青少年問題の解決には非行対策と健全育成を全時に推進する必要を指摘し、そのために総理府内に文部省の国立教育研究所、厚生省の児童問題研究所などその他法務、警察関係各省庁の附属機関を総合した「青少年問題調査研究機関の設置に対する要望と「青少年局」の設置を提唱している。具申の内容は家庭教育の振興と家庭福祉の充実など10項目をあげているが学校教育については生徒指導の充実強化策の中に…とにかく最近上級学校入試準備の行きすぎは青少年の心身に悪影響を与えてるのでその原因と対策を検討し…とのべ、これらの項目のすべてについて何れも抜本的対策の確立を訴えている。